

みやこ

京・くらしの安心安全情報

第113号

(令和2年10月)

京都市消費生活総合センター

～ 目 次 ～

人や社会、環境、地域に配慮した“エシカル消費”を実践しましょう！（2面）

“もったいない”食品ロスをなくそう！（3面）

災害時に無料で法律相談ができる！京都市と京都弁護士会が協定を締結しました！（4面）

**家にも気を付けて！
「訪問販売によるリフォーム工事」「点検商法」に関する相談が
寄せられています！**

断りづらくても「契約前に」契約内容・金額の確認を！

相談事例

訪問販売によるリフォーム工事



- 自宅を訪問してきた事業者が「屋根の状態を見てあげる」と言われ、見てもらうと「傷んでいるので雨漏りするかもしれない」「今なら応急処置ができる」と契約を勧められた。
- 近隣の工事をしているという事業者が訪問してきて、「屋根がめくれている」と指摘してきた。当初70万円の見積りを示してきたが、作業を進めるうち、最終的に350万円になると言われてしまった。

点検商法



- 「無料で排水管の点検をする」と事業者が訪ねてきた。無料なら、と思い見てもらったところ「水漏れしていて隣の家まで水が入り込んでいる。今すぐ工事をしないといけない」と言われた。隣の家に迷惑が掛かってはいけないと思い、あわてて工事契約を結んでしまった。



アドバイス

- ・ 「特別に値引きする」などと言われても、その場で契約せず、家族や周囲の人に相談しましょう。他の事業者からも見積りを取って値段を検討したり、必要がなければ、きっぱり断ることが大切です。
- ・ 点検商法は、「無料で点検」などと言って訪問し、点検後に消費者の不安をあおり、工事などの契約を結ばせる手口です。一度契約すると次々と別の契約を迫られるケースもあります。ドアを開けず、インターホン越しに断るなど、安易に業者を家に入れないようにしましょう。
- ・ 訪問販売に該当する場合は、契約後でもクーリング・オフによる契約解除が可能な場合があります。一人で悩まず、消費生活総合センターまでご相談ください。

消費生活相談は ☎ 075-256-0800

までお電話ください！（平日 9 時～17 時まで）



人や社会、環境、地域に配慮した“エシカル消費”を 実践しましょう！



最近たまに聞くけど…「エシカル消費」ってなんだろう？

12 つくる責任
つかう責任



「エシカル消費」とは…

よりよい社会に向けて「人や社会、環境、地域に配慮されたものを選ぶ」お買い物などの消費行動をすることです。

例えばこんな取組のこと！



人や社会に配慮した消費

- フェアトレード（※）商品を買う
- 障害のある方が生産する商品を買う



（※）フェアトレードとは、開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「貿易のしくみ」です。



人や環境に配慮した消費

- エコ商品やリサイクル商品などを買う
- 資源保護の認証がある商品を買う
- ごみを減らす



へえ～！最初はとても難しいことかと思ったけど…

意外と普段から、なんとなく心掛けてくれてた人もいるんじゃないかな？

日々のお買い物をちょっと意識して、身近なところから実践していきたいね！



地域に配慮した消費

- 地元の農産物を買う
- 地元のお店や商店街で買い物をする
- 被災地で作られた商品を買う
- 伝統を大切にされた商品を買う



エシカル消費を実践して、持続可能なライフスタイルを身につけることが、SDGsの目標12「つくる責任 つかう責任」の達成に向けた大きな一歩になります。

人や社会・環境にやさしい商品やサービスをみんなで選んでいけば、企業は選ばれるものを作ろうと、それらの商品やサービスの提供を拡大するようになります！そんなエシカル消費について、皆さんも学んでみませんか？

エシカル消費のイベントを開催します!! 参加費無料

オンライン同時開催（オンライン参加は事前申込不要）

「ウィズコロナの消費行動を考える」～消費者市民社会とエシカル消費～

講演や座談会を通して「ウィズコロナ」時代における持続可能な消費行動について考えるイベントを開催します！

令和2年11月29日（日）13時30分～ ウィングス京都（中京区東洞院六角下る御射山町262）

主催 京都市、京都府、NPO法人コンシューマーズ京都

詳しくはホームページ <https://kyoto-soudan.jp/> まで！

“もったいない”食品ロスをなくそう！！

料理の食べ残しや消費期限切れによる廃棄等の「食品ロス」は、**京都市では年間約 6.1 万トン、日本では年間約 612 万トンも発生しています。**

一方、発展途上国などの食糧不足に悩まされている人々に向けた世界の食糧援助量は年間約 390 万トン。

なんと、**世界各国が発展途上国などに援助している 1.6 倍もの食品ロスが国内だけで発生しています。**これは、国民一人一日当たり、お茶碗 1 杯分の食べものを捨てていることになります。



約 68 世帯 3 日分の燃やすごみから出てきた
手つかず食品（平成 30 年度京都市調査）

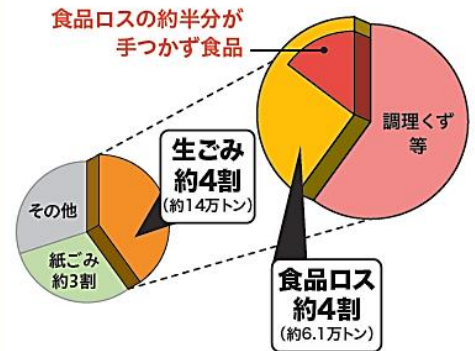
京都市ごみ減量
キャラクター
こごみちゃん



料理や食材を作ってくれた人々のことを思い浮かべてみましょう。買い過ぎない、食べ残さないなど、少しの心掛けで食品ロスは減らすことができます。

ご家庭からの燃やすごみと
業者収集ごみ
約 35 万トン（令和元年度）の内訳

[京都市]



家では

食欲の秋から始める「3キリ」運動！

使いキリ



スリム冷蔵庫くん

買いすぎない。
買い物前には、
冷蔵庫チェック＆
買い物メモ

食べキリ



こごみちゃん

おいしく
食べキリ
お家でも、
お店でも。

水キリ



スッキリちゃん

捨てる前に
「キュー」と
あと
ひとしぼり！

さらなるごみの減量に!!

買い物では

食品スーパー等の「販売期限延長」の取組にご協力を！



食品スーパー等の食品小売店では、これまで、賞味(消費)期限までに日にちが残る時点で商品を引き上げて廃棄していましたが、当日まで販売期限を延長し、食品ロスを減らす取組が進んでいます。平成 30 年度に行った社会実験では、賞味期限当日までの販売により、前年同時期比で約 32% の廃棄削減効果がありました。

すぐに使う・食べるものは、
賞味(消費)期限が近い
もの(棚の手前)から買う
ことで、お店からの食品
ロスが減らせます。



京都市食品ロスゼロプロジェクト

10月は、食品ロス削減月間！

市内食品小売店等で、食品ロス削減、マイバッグ
携帯を呼び掛けるキャンペーンを実施中

詳しくは

京都市食品ロスゼロプロジェクト

検索



エシカル消費の取組の一つとして、「食品ロス」削減を実践しよう！！



災害時に無料で法律相談ができる！ 京都市と京都弁護士会が協力協定を締結しました！

京都市と京都弁護士会は、令和2年9月3日に、豪雨や地震等の大規模な自然災害等が発生した際に、被災者が無料で法律相談を受けられるよう協力する「災害時における被災者法律相談業務等に関する協定」を締結しました。



本協定は、被災された市民の皆様が、一日でも早く安心を取り戻していただけるよう、経済的負担なく、災害時に発生する様々なトラブルに関して、弁護士に相談していただく機会を提供するものです。

(締結式当日の様子)

京都弁護士会会長：日下部和弘 氏（左）京都市長：門川大作（右）

消費生活総合センターでは、様々な無料相談会を実施しています！

司法書士による無料相談会（11月以降）

令和2年12月23日（水）

令和3年2月24日（水）

相談内容：相続、遺言、不動産登記、
法人登記など

行政書士による無料相談会（11月以降）

令和2年11月18日（水）

令和3年1月20日（水）

令和3年3月17日（水）

相談内容：暮らしの困りごとに関する幅広い相談
（相続、遺言、成年後見、役所への手続など）

詳しくは、ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> 又はお電話 ☎256-1110 でご確認ください。

【編集後記】

本号は、ごみ減量などのエシカル消費に関する特集を大きく採り上げました。消費生活総合センターでは、食品ロスの削減やプラスチックごみの減量などの環境への配慮も含めた、「持続可能な消費生活」の普及に取り組んでいます。今後も、皆様の消費生活に密着しつつ、分かりやすい情報発信に努めていきたいと思っております。他にも「こんなことが知りたい」など、誌面に関するご意見・ご感想がございましたら、お気軽に ☎256-1110 までご連絡ください。

悪質商法、買い物、契約に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター

☎256-0800（消費生活相談専用）

さいむゼロ
☎256-3160（多重債務相談専用）

相談受付時間

月～金（土日祝・年末年始を除く。）

午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> ツイッターアカウント @kyoto_soudan



「京・くらしの安心・安全情報」の過去号も掲載しています！

*土・日・祝日（年末年始を除く。）の緊急時のご相談は、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

令和2年10月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター



京都市印刷物 第023115号